

別添2

チェックリスト（液化石油ガス保安規則関係（スタンド関係を除く））

< KHKS 0850-2(2005) >

| 検査項目 | 検査方法 | 判定基準 | 判定 |
|---|----------|--|-----|
| 1 警戒標等 | | | |
| 1.1 境界線・警戒標 (第6条第1項第1号・35号) < 例示基準 1 > | 目視検査 | 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 | 合・否 |
| <p>1.境界線 門・塀・柵等の設置。ない場合は地上にペイント等で明示し区分されていること。</p> <p>2.警戒標 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 高圧ガス製造事業所 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> LPガス充填 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 火気厳禁 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 容器置場 </div> 等の警戒標が設置されていること。 </p> | | | |
| 1.2 液化石油ガスの貯槽であることが容易にわかる措置 (第6条第1項第9号) < 例示基準 9 > | 目視検査 | 貯槽本体への塗色、ガス名朱書又は標紙等貼付による場合： 当該措置が明確・明瞭であることを1年に1回目視により確認する。 標識の掲示による場合： 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 | 合・否 |
| <p>1. 外部から見やすいように液化石油ガスである旨を朱書き、又は容易に剥がれ難い標紙等を貼付すること。</p> <p>2. 地下埋設貯槽の場合は、標識を掲げること。</p> | | | |
| 1.3 バルブ等の操作に係る適切な措置 (第6条第1項第34号) < 例示基準 2 9 > | 目視及び作動検査 | 〔目視検査〕 標示板等： 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 名称又は塗色等の表示及び流れ方向の表示： 当該措置が明確・明瞭であることを1年に1回目視により確認する。 施錠、封印等： 外観に腐食、損傷、変形、その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 操作用足場及び照明等： 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 照明等の点灯状況について、1年に1回作動（点灯）させて確認する。 | 合・否 |
| <p>1.バルブ等（遠隔操作の場合は操作パネル）に開閉方向の明示</p> <p>2.バルブ等に係る配管に流体名の明示、流れ方向の明示</p> <p>3.バルブ等（遠隔操作の場合は操作パネル）に開閉状態の明示</p> <p>4.通常使用しないバルブに施錠、封印、作動防止等の措置</p> <p>5.適切な足場と操作に必要な照度の確保</p> | | | |

| | | | |
|---|---|--|-----|
| 2 保安距離・施設 レイアウト等 | | | |
| 2.1 保安距離 (第6条第1項第2号・ 3号・35号八・二) < 例示基準 2 > < 例示基準 3 5. > | 距離測定 (前回保安 検査以降変更な い場合には記録確 認) 目視検査 (保安距 離緩和等の為の障 壁措置の場合) | 〔距離測定〕 1年に1回実測又は図面上で確認。(目視又は図面により 容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認。) 〔目視検査 (障壁措置の場合)〕 外観に破損、変形その他の異常のないことを1年に1回目 視により確認する。 | 合・否 |
| <p>貯蔵能力 _____ kg (配管で連結されている貯槽 (容器) の場合は合算)</p> <p>距離短縮措置 イ 該当なし、 ロ 障壁、 ハ 埋設+障壁、 ニ 障壁+水噴霧</p> <p>第1種保安物件までの概算距離 _____ m 第2種保安物件までの概算距離 _____ m</p> <p>第1種設備距離 L_1 _____ m、L_2 _____ m、L_3 _____ m (L_2 L_3は距離短縮措置有りの場合)</p> <p>第2種設備距離 L_4 _____ m、L_5 _____ m、L_6 _____ m (L_5 L_6は距離短縮措置有りの場合)</p> <p>(敷地内、敷地外)</p> <p>置場面積 _____ m² (配管で連結されている容器の場合、複数の容器置場がある場合は合算)</p> <p>第1種置場距離 l_1 _____ m、l_3 _____ m (l_3は距離短縮措置有りの場合)</p> <p>第2種置場距離 l_4 _____ m、l_2 _____ m、l _____ m (lは距離短縮措置有りの場合)</p> <p>(敷地内、敷地外)</p> <p>障壁：< 例示基準 2 ></p> <p>イ 鉄筋コンクリート 高さ2 m (容器置場は1.8 m) 以上、厚さ12 cm 以上</p> <p>ロ コンクリートブロック 高さ2 m (容器置場は1.8 m) 以上、厚さ15 cm 以上</p> <p>(イ、ロいずれも配筋9 mm、縦・横間隔40 cm 以下)</p> <p>ハ 鋼板製 1.8 m 以下の間隔の支柱で取り付けた高さ2 m (容器置場は1.8 m) 以上のもので次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ t = 3.2 mm 以上で30 × 30 以上の等辺山形鋼を縦・横間隔40 cm 以下 ・ t = 6 mm 以上) <p>水噴霧：< 例示基準 3 5. ></p> <p>放射水量 対象設備表面積 m² 当たり</p> <p>噴霧 7 ℓ/min/m²、散水 10 ℓ/min/m²</p> <p>最大水量 20 分間以上連続放射可能な水源 (水量) 確保</p> <p>操作位置 対象貯蔵設備から 5 m 以上離隔</p> | | | |
| 2.2 設備間距離 (第6条第1項第8号) 貯蔵能力300m ³ 又 は3以上の貯槽該 当】< 例示基準 3 > | 距離測定 (前回保 安検査以降変更な い場合には記録確 認) | 〔距離測定〕 1年に1回実測により確認。(目視又は図面により容易に 判定できる場合は、目視又は図面による確認。) | 合・否 |
| <p>貯槽間距離が1 m 以上又は最大直径の和の1/4のいずれか大なるもの以上であること</p> <p>距離短縮措置 < 例示基準 3 2. > イ 該当なし、 ロ 散水 (水噴霧)、 ハ 消火栓</p> <p>ロ 散水 (水噴霧)：対象貯槽表面積 m² 当たり</p> <p>耐火構造ナシ 7(8) ℓ/min/m²、準耐火貯槽 4.5(6.5) ℓ/min/m²、耐火貯槽 2(4) ℓ/min/m²</p> <p>ハ 消火栓：筒先圧力0.35 MPa 以上 放出能力400 ℓ/min 以上のもの 対象貯槽表面積35 m² 当たり1個以上</p> <p>耐火構造ナシ 1コ/35(30) m²、準耐火貯槽 1コ/55(38) m²、耐火貯槽 1コ/125(60) m²</p> <p>() 内の数値は貯槽間距離が1 m に満たない場合の有効措置</p> <p>ロ、ハとも30分以上連続放射できる水量を確保</p> | | | |

| | | | |
|--|--|--|------------|
| <p>2.3 火気取扱施までの距離 (第6条第1項第7号) < 例示基準 8 ></p> | <p>距離測定 (製造設備及び火気取扱施設の設置状況に変更がない場合、記録確認)</p> <p>目視検査 (防火壁・二重扉等の流動防止措置の場合)</p> <p>作動検査 (連動装置の場合) 上記目視検査も行う。</p> | <p>〔距離測定〕 1年に1回実測により確認。(目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による。)</p> <p>〔目視検査 (流動防止措置の場合)〕 外観に腐食、損傷、変形、その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。</p> <p>〔作動検査 (連動装置の場合)〕 1年に1回試験用標準ガスの使用により作動することを確認する。</p> | <p>合・否</p> |
| <p>製造設備外面から火気取扱施設 (ボイラ、ストーブ、喫煙室、キュービクル等電気設備 (防爆仕様除く) 等) に対し、8 m 以上離隔</p> <p>1 距離代替 (流動防止) 措置 < 例示基準 8 > イ 該当なし、ロ 防火壁 (障壁) ハ 二重扉 (防火戸・網入ガス)</p> <p>ロ 防火壁 (障壁): 高さ 2 m 以上 迂回水平距離 8 m 以上</p> <p>ハ 二重扉 (防火戸・網入ガス): 水平距離 8 m 以上離隔できない場合 二重扉は人の出入口に使用</p> <p>2 電気設備に対し労働安全衛生法に規定する措置 (防爆仕様) イ 該当なし、ロ 該当有り</p> <p>3 連動装置 (漏洩時に直ちに使用中の火気を消す装置) イ 該当なし、ロ 該当有り</p> | | | |
| <p>2.4 防液提内外の設備設置規制 (第6条第1項第11号) 【貯蔵能力1,000 以上の貯槽該当】 < 例示基準 10 ></p> | <p>目視及び測定 (設置状況に変更がない場合、記録確認)</p> | <p>〔目視検査〕 防液提内外に設置されている設備・施設の種類について、1年に1回目視により確認する。</p> <p>〔距離測定〕 防液提外に設置されている設備までの距離を1年に1回実測により確認。(目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認。)</p> | <p>合・否</p> |
| <p>流出防止措置 < 例示基準 10 > < 製造細目告示第 2 条第 2 項 ></p> <p>1 防液堤: 貯槽の種類に応じた防液堤で、集合防液間仕切りがあること。 防液堤内側及び外面から 10 m 以内には大臣が定めたもの以外を設置しないこと。</p> <p>2 その他: 防液堤以外の例示基準に示す措置</p> | | | |
| <p>2.5 埋設貯槽 (第6条第1項第5号・第6号) < 例示基準 4、5 ></p> | <p>距離測定 (設置状況に変更がない場合、記録確認)</p> <p>記録確認</p> <p>目視検査</p> | <p>〔距離測定〕 貯槽埋設深さ及び隣接貯槽との相互間距離の確保状況について、1年に1回実測により確認。(目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による。)</p> <p>〔記録確認〕 貯槽室の強度及び防水措置並びに漏えいしたガスの滞留防止措置の状況について、1年に1回記録により確認する。</p> <p>〔目視検査〕 砂詰め方式: 砂の乾燥状況及び底部収集柵の浸透水の状況を、1年に1回目視により確認。 強制換気方式の場合: ピット内の乾燥状況、貯槽外面の状況、外部マンホールの状況及び外部給排気ダクトの状況を、1年に1回目</p> | <p>合・否</p> |

| | | | |
|--|----------|---|-----|
| | 測定又は作動検査 | <p>視により確認。 砂詰め方式： 貯槽本体を電気防食しているものは、1年に1回電位測定を行う。 強制換気方式の場合： 1年に1回ガス漏えい検知警報設備作動検査を行い、換気設備が連動して作動すること及び作動状況を確認する。</p> | |
| <p>貯槽は、<例示基準4>に示す防水措置及び<例示基準5>に示す砂詰方式、水没方式、強制換気方式のいずれかによる貯槽室に設置し、滞留防止措置を講ずる。 貯槽室に設置しない場合は、腐食防止措置を講じた貯槽を地盤面に固定し、かつ地盤面上の重量物の荷重に耐えるような措置を講ずる。<例示基準6></p> | | | |
| 2.6 滞留しない構造 (第6条第1項第12号・35号へ) <例示基準11> | 目視及び作動検査 | 〔目視検査〕 外観に破損、変形、その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査(換気装置設置の場合)〕 1年に1回作動させ、確実に作動することを確認する。 | 合・否 |
| 滞留しない構造<例示基準11> 1 換気口:2方向以上 設備の設置室、容器置場共 床面に接し、通風可能面積は室の床面積1㎡当たり300cm ² 以上 2 強制(機械的)換気方式 設備の設置室、容器置場共 吸引口は床面近くに設置し、室の床面積1㎡当たり0.5m ³ /min以上 排気ガスの放出口は、地上高5m以上に設置 排気管中に排気ガスの濃度測定用のガス検知器を設置 3 地盤面下に埋設する貯槽 貯槽室に設置する貯槽 貯槽1基につき2箇所 貯槽室に設置しない貯槽 貯槽1基につき4箇所 | | | |
| 2.7 直射日光を遮る措置 (第6条第1項第35号ホ) <例示基準30> | 目視検査 | 〔目視検査〕 外観について、損傷、変形その他異常のないことを1年に1回目視より確認する。 | 合・否 |
| <例示基準30> 1 容器置場に不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根 2 短期間であれば不燃性又は難燃性のシートで代替可能 | | | |

| | | | |
|--|--|--|--------------------|
| <p>2.8 二階建容器置場の構造 (第6条第1項第35号ト)</p> | <p>目視及び測定(測定について、構造に変更がない場合、記録確認)</p> | <p>〔目視検査〕 開口部、壁等について、破損、変形、その他異常のないことを1年に1回目視により検査する。 〔測定〕 容器置場一階の天井高さについて、1年に1回実測により確認する。(目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認。)</p> | <p>合・否 該当抄</p> |
| <p>1 距離短縮措置があるか。有りの場合、障壁が所定の強度を有するか。 2 直射日光を遮る措置(軽量飛散な屋根)であるか。 3 滞留しない構造か。</p> | | | |
| <p>3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等</p> | | | |
| <p>3.1 基礎 (第6条第1項第15号) <例示基準13></p> | <p>記録確認及び目視検査(記録確認について、前回保安検査以降変更がない場合、その確認をもって記録確認とすることができる。)</p> | <p>〔記録確認〕 地盤の許容支持力等と地盤上の重量物の荷重との関係について、1年に1回記録により確認する。 〔目視検査〕 基礎立ち上り部及び貯槽の支柱(底部)と基礎の緊結状況について、腐食、損傷、変形その他異常のないことを1年に1回目視により検査する。</p> | <p>合・否</p> |
| <p>1 地盤の許容支持力が荷重を上回ること。 2 貯槽(貯蔵能力100m³又は1t以上)の支柱(支柱がない貯槽は底部)は同一の基礎に緊結</p> | | | |
| <p>3.2 耐震設計構造 (第6条第1項第20号) 【貯蔵能力3以上の貯槽及び大臣が定める配管該当】</p> | <p>記録確認及び目視検査(記録確認について、前回保安検査以降変更がない場合、その確認をもって記録確認とすることができる。)</p> | <p>〔記録確認〕 耐震設計構造に係る計算結果等について、1年に1回記録により確認する。 〔目視検査〕 基礎立ち上り部、ベースプレート、スカート、サドル、支柱及び本体接合部、アンカーボルト等について、腐食、損傷、変形その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。</p> | <p>合・否 該当抄</p> |
| <p>3.3 貯槽の沈下状況測定 (第6条第1項第16号) <例示基準14></p> | <p>測定</p> | <p>〔測定〕 不同沈下のないことを1年に1回レベル用測定器により確認する。ただし、次の条件を満足する場合、3年に1回。 設置後5年以上経過したもの。 過去3年間の測定結果が $h/L < 0.005$ であること。 h = 二点間のレベル差、L = 二点間の水平距離 測定を行わない期間は、不同沈下のないことを1年に1回目視確認。</p> | <p>合・否</p> |
| <p>貯槽の測定点とベンチマークとのレベル差を測定する。</p> | | | |

| | | | |
|---|--|--|-----|
| 4 ガス設備（導管を除く） | | | |
| 4.1 ガス設備（高圧ガス設備を除く）の気密構造（第6条第1項第13号） | 漏洩確認 | 〔漏えい確認〕 1年に1回運転状態、運転を停止した状態又は開放組立後の内圧（運転状態の圧力以上の圧力）のある状態において、漏えい等のないことを発泡液の塗布、ガス漏えい検知器等を用いた測定又は放置法漏れ試験で確認する。 | 合・否 |
| 4.2 ガス設備に使用する材料（第6条第1項第14号） < 例示基準 1 2 > | 記録又は図面確認 | 〔記録又は図面確認〕 1年に1回記録又は図面確認。（前回保安検査以降材料に変更がない場合、その確認をもって記録確認とすることができる。） | 合・否 |
| 4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度（第6条第1項第17号、第19号） 保安検査では原則耐圧試験を実施しない。ただし、フレキシブルホース等耐圧性能を確認する非破壊検査の方法がないものは、耐圧試験により確認する。 < 例示基準 1 5、1 6 > | 目視検査及び非破壊検査（肉厚測定含む） 二重殻構造貯槽、メンブレン貯槽、液化石油ガス岩盤貯槽を除く。 目視検査：直接目視、ファイバースコープ、工業用カメラ、拡大鏡等。 開放検査：内部の目視検査及び非破壊検査 | 〔目視検査〕 (1) 内部の目視検査（配管系、一部特定設備及びそれに準じるものは外部からUT、RT等適切な検査方法）は、原則、次に定める周期内に行う。 なお、弁類及び動機器は、分解点検・整備のための開放時（摺動部の消耗品についてメーカーが定める推奨交換時期又は日常点検結果等の実績等を基に定めた周期）に行う。 ただし、液化石油ガス受入基地の低温の液化石油ガス設備等腐食性のない液化石油ガスを取り扱う設備（エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。）については、内部の目視検査は不要。 (開放検査周期) 腐食のおそれがある場合、短縮する。 液化石油ガスの貯槽 ・完成検査後5年以内に初回の開放検査 ・初回の開放検査以降は10年以内毎 ・開放検査の結果、溶接修理等行った場合、2年以内 残ガス回収用貯槽 ・完成検査後2年以内に初回の開放検査 ・初回の開放検査以降は3年以内毎 貯槽以外の高圧ガス設備（動機器を除く） ・材質劣化を生じるおそれのない材料：3年以内毎 ・その他の材料：完成検査後2年以内に初回の開放検査。それ以降は3年以内毎 (2) 外部の目視検査（断熱材等で被覆されているものはその外面）は、1年に1回実施する。 〔非破壊検査〕 (1) 肉厚測定 1年に1回測定する。次に掲げる設備は、各々の時期。 過去の実績等により減肉のおそれがないと評価できる弁類（配管系から除外されるもの）及び動機器： 分解点検・整備の開放時に減肉が認められたとき。 受入基地の低温の液化石油ガス設備： 外部の目視検査で減肉が認められたとき。 | 合・否 |

| | | | |
|---|--|---|-----|
| | 外部から代替検査できる設備は、外部からの非破壊検査で検査する。 | <p>砂詰め方式の地下埋設貯槽： 開放検査時及び砂の乾燥状況又は浸透水の状況確認において異常が確認されたとき。</p> <p>(2) 肉厚測定以外の非破壊検査 内部において、開放検査周期内に行う。 ただし、減肉が発生するおそれがない受入基地の低温の液化石油ガス設備、劣化損傷が発生するおそれがない設備は不要。 また、余寿命管理が的確に行われている 設備は、外部の目視検査を除き、上記周期にかかわらず、その結果に応じた期間内、検査方法で検査できる。</p> | |
| 4.4 高圧ガス設備の気密性能 (第6条第1項第18号) < 例示基準 1 5 > | <p>気密試験</p> <p>二重殻構造の貯槽、メンブレン式貯槽は除く。</p> <p>発砲液の塗布、ガス漏えい検知器等を用いた測定、放置法漏れ試験</p> | <p>〔気密試験〕 1年に1回漏えい等の異常がないことを確認する。</p> <p>高圧ガス設備を開放した場合： 原則として、常用の圧力以上の圧力で、危険性のない気体を用いて実施する（危険がないと判断できる場合には、運転状態の高圧ガスを用いることができる。） ただし、運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガスを用いることが適当な場合は、それにより実施できる（軸封漏れが起こるポンプ等）。この場合、夏季等運転圧力が高くなる時点で再度漏洩の有無を確認すること。 気密試験要領、ボルト締付管理、施工管理基準類が整備されていること。 高圧ガス設備を開放しない場合： 運転状態の圧力、運転状態の高圧ガス又は危険性のない気体を用いて実施する。</p> | 合・否 |
| 5 計装・電気設備 | | | |
| 5.1 計装設備 5.1.1 圧力計 (第6条第1項第21号) < 例示基準 1 7 > | <p>目視及び精度検査（運転を停止することなく検査を行うことができる施設においては、一定の要件を満足する場合に限り代替比較検査ができる。）</p> <p>認定保安検査実施者。設備の運転を停止することができなく、腐食性がなく、不純物や水分混入等による腐食・劣化損傷が生じないよう管理されているもの。</p> | <p>〔目視検査〕 圧力計に破損、変形その他の異常がないことを、2年に1回目視により確認する。</p> <p>〔精度検査〕 圧力計精度確認用器具を用いて精度を測定し、圧力計の誤差が許容差以内であることを2年に1回確認する。</p> <p>〔代替比較検査〕 下記の全ての要件を満足する場合にあっては、当該圧力計と指示変化が同一な範囲に設置された圧力計（比較圧力計）との指示差を半年に1回以上確認することで、精度検査に代えることができる。 当該圧力計の残寿命が次回停止検査までの期間以上であること。 当該圧力計と比較圧力計との間で応答に遅れが生じないこと。 比較圧力計との比較を2年以上の期間において半年に1回以上行い、当該圧力計と比較圧力計との指示差が許容差以内であること。ただし、当該圧力計と比較圧力計の種類が異なる場合は大きい方の許容差を採用する。</p> | 合・否 |

| | | | |
|--|---|---|------------|
| <p>5.1.2 液面計等 (第6条第1項第24号) <例示基準 2 0 ></p> | <p>目視検査、作動検査(止め弁のみ) 丸形ガラス管液面計は使用不可</p> | <p>〔目視検査〕 外観に破損、変形その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 〔止め弁の作動試験〕 貯槽と液面形とを接続する配管に設けた手動式及び自動式の止め弁が正常に作動することを、1年に1回確認する。 ただし、自動式の止め弁の作動検査を行うことが不適当な場合は、手動式の止め弁が確実に作動することを確認する。</p> | <p>合・否</p> |
| <p>5.2 電気設備 5.2.1 電気設備の 防爆構造 (第6条第1項第27号)</p> | <p>目視検査</p> | <p>〔目視検査〕 外観に破損、腐食、変形その他異常のないことを1年に1回目視により確認する。</p> | <p>合・否</p> |
| <p>5.2.2 保安電力等 (第6条第1項第32号) <例示基準 2 7 ></p> | <p>目視検査及び作動検査</p> | <p>〔目視検査〕 保安電力等設備の状態及び周囲の状態を1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 1年に1回模擬の停電状態にして作動させ、確実に保安電力が供給できることを確認する。また、買電2系統受電や買電と自家発電との組合せ受電設備にあっては、保安電力が給電されていることを電圧確認で行う。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急遮断装置 ・散水装置、水噴霧装置、防消火設備 ・非常照明設備 ・ガス漏えい検知警報設備 ・通報設備 </div> | <p>合・否</p> |
| <p>5.2.3 静電気除去 措置 (第6条第1項第30号) <例示基準 2 5 ></p> | <p>目視及び接地抵抗値測定</p> | <p>〔目視検査〕 外観に腐食、破損、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔接地抵抗値測定〕 1年に1回接地抵抗値測定器具を用いた測定により確認する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 設置抵抗値は総合100 (避雷設備を設けたものは総合10)以下であること。 2 貯槽、回転機(接地されている電動機と電氣的に接続されているものを除く)は単独に設置しておくこと。 ただし、機器が複雑に連結している場合及び配管等で連続している場合は、ボンディング用接続線で接地しておくこと。 3 ボンディング用接続線及び接地接続線は、容易に腐食や断線しないものとし、ろう付け、溶接、接続金具等により確実に接続する。 </div> | <p>合・否</p> |

| 6 保安・防災設備 | | | |
|--|----------|---|-----|
| 6.1 安全装置 (第6条第1項第1号21号) <例示基準17> | 目視及び作動検査 | 〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する(下記のもの除く)。 〔作動検査〕 バネ式安全弁等を設置した状態又は取り外した状態で、作動検査用器具若しくは設備を用いた作動検査を1年に1回行う(下記のもの除く)。 ・日本工業規格B8210(1994)蒸気用及びガス用ばね安全弁(揚程式でリフトが弁座口径の15分の1未満、呼び径が25未満のソフトシート形のもの):2年 ・日本工業規格B8210(1994)全量式の蒸気用及びガス用ばね安全弁(呼び径が25未満のソフトシート形以外のもの):4年 | 合・否 |
| 6.2 安全弁等の放出管 (第6条第1項第22号) <例示基準18> | 目視及び測定 | 〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。ただし、前回保安検査以降放出管に変更のないことを記録で確認した場合は、測定に代えることができる。 〔測定〕 放出管の開口部の位置を、1年に1回実測により確認する。(規定の高さを満たしていることを容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認とする。) | 合・否 |
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 放出管の開口部の位置 1 貯槽に設けたもの 地盤面から5m又は貯槽頂部から2mのいずれか高い位置以上で周囲に着火源のない安全な位置 2 貯槽以外に設けたもの 近接する建築物又は工作物(当該建築物等が火気取扱い施設の場合は8m以内にあるもの、その他の場合は5m以内にあるもの)の高さ以上で周囲に着火源のない安全な位置 </div> | | | |
| 6.3 貯槽の耐熱・冷却措置 (第6条第1項第28号) <例示基準23> | 目視及び作動検査 | 〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 1年に1回作動検査により確認する。ただし、被対象設備へ悪影響を及ぼす場合、次の全てを実施することにより空気等安全な気体を用いた通気テストによることができる。 事業所内の用役供給量の確認により、所定量が確保されていること。 対象設備直近の一次弁まで通水作動させ、適正な圧が確保されていること。 試験流体本管内の流体のブローを行い、錆等の詰まりがないこと。 出口ノズル及び給水配管に異常がないこと。 | 合・否 |

| | | | |
|---|--|--|-------------------|
| <p>有効な措置（耐熱・冷却措置）</p> <p>1 貯槽本体（次のイロのいずれか）（低温貯槽（二重殻断熱構造）を除く）</p> <p>イ 水噴霧又は散水装置 当該貯槽表面積 1 m²当たり 5 ㍈/min/m²以上、30分以上連続放射量、操作部は貯槽から15m以上離隔</p> <p>ロ 消火栓 筒先圧力0.35MPa以上、放水能力400㍈/min以上のものを表面積50m²につき1個以上</p> <p>2 高さ1m以上の支柱（構造物の上に設置された貯槽は、当該構造物の支柱） 厚さ50cm以上のコンクリート又は同等以上の耐火性能を有する不燃性の断熱材で被覆（水噴霧装置等で支柱に放射できる場合を除く）</p> | | | |
| <p>6.4 負圧防止措置 （第6条第1項23号） <例示基準19></p> | <p>目視及び作動検査</p> | <p>〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。</p> <p>〔作動検査〕 1年に1回作動検査により確認する。ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設については、模擬信号により検査する。 重錘式真空安全弁は、弁体の質量確認及び摺動部、シート面等の各部に異常がないことの確認によることができる。</p> | <p>合・否</p> |
| <p>6.5 液化石油ガスの流動防止措置 （第6条第1項10号） 【貯蔵能力1,000㍈以上の貯槽該当】 <例示基準10></p> | <p>目視及び測定 （測定について、前回保安検査以降変更がない場合、その確認をもって測定に代えることができる。）</p> | <p>〔目視検査〕 外観に亀裂、くずれ、損傷、その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。</p> <p>〔測定〕 1年に1回実測により確認する。</p> | <p>合・否 該当</p> |
| <p>6.6 貯槽の配管に設けたバルブ （第6条第1項25号） <例示基準21></p> | <p>目視及び作動検査</p> | <p>〔目視検査〕 外観に亀裂、くずれ、損傷、その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。</p> <p>〔作動検査〕 1年に1回良好に作動することを検査する。 必ずしも全域作動させることを要しない。</p> | <p>合・否</p> |
| <p>1 貯槽の送り出し・受け入れに係る配管に設けた緊急遮断装置（弁）を除き、2個以上の弁が設置してあること。</p> <p>2 上記のうち1個は、貯槽直近にあり、他の弁は別の工程に至る間にあること。</p> <p>3 送り出し・受け入れ以外は閉鎖されていること。</p> | | | |

| | | | |
|---|-------------------------|---|--------------------|
| <p>6.7 貯槽配管の緊急遮断装置 (第6条第1項第26号) 【内容積5,000ℓ以上の貯槽該当】 <例示基準 2 2 ></p> | <p>目視、作動検査及び弁座の漏れ検査</p> | <p>〔目視検査〕 緊急遮断に支障の無い状態であることを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 遠隔操作にて正常に作動することを1年に1回確認する。ただし、運転を停止することなく検査を行うことができる施設の運転状態で行う検査及び開放検査の周期が5年を越える貯槽又は開放検査を実施する必要がない貯槽の弁座漏れ検査を行わない年の検査においては、部分作動検査にて代替することができる。 〔弁座漏れ検査〕 保安上支障のない漏れ量以下であることを5年に1回確認。</p> | <p>合・否 該当否</p> |
| <p>1 取付位置：貯槽に近い位置で、外力の影響を受けにくいこと。 2 操作機構：操作部は貯槽から5m以上離隔し、2箇所(内1箇所は事務所等)以上設けること。 3 遮断性能：弁座漏洩量がJISで定める許容量を超えないこと。 4 標示：開閉状態を示す標示(シグナルランプ等)を設ける場合は、計器室内等に設けること。 5 その他 遮断によりウォーターハンマーが生じない措置をとること。</p> | | | |
| <p>6.8 ガス漏えい検知警報設備 (第6条第1項第29号) <例示基準 2 4 ></p> | <p>目視及び作動検査</p> | <p>〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 1年に1回その検知及び警報に係る作動検査を行い、正常に作動することを確認する。</p> | <p>合・否</p> |
| <p>1 検出端部設置箇所(滞留しやすい場所に適正な高さ) 建物内：設備群の周囲10mにつき1個以上 建物外： " 20m " 受入払出する場所：周囲に2個以上 警報箇所(ランプの点滅箇所)は、関係者が常駐する場所で、警報後に各種対策が適切にとれる場所とする。 2 構造 ・十分な強度 ・耐食性(防食処理)の材料 ・労安法に定める防爆性能 ・他が発信し回路が作動中でも、作動すべき条件の場合は作動し、かつ発信箇所が識別できること。 3 機能 ・警報精度は、警報設定値の±25%以下のものであること。 発信までは、警報設定値の濃度の1.6倍の濃度(25%×1.6=40%)において、30秒以内であること。</p> | | | |
| <p>6.9 防消火設備 (第6条第1項第31号・35号) <例示基準 2 6 ></p> | <p>目視及び作動検査</p> | <p>〔目視検査〕 外観に腐食、破損、変形その他異常がなく、使用可能状態となっていることを1年に1回目視により確認する。 〔作動検査〕 1年に1回作動検査により確認する。ただし、被対象設備へ悪影響を及ぼす場合、次の全てを実施することにより空気等安全な気体を用いた通気テストによることができる。 事業所内の用役供給量の確認により、所定量が確保されていること。</p> | <p>合・否</p> |

対象設備直近の一次弁まで通水作動させ、適正な圧が確保されていること。
 試験流体本管内の流体のブローを行い、錆等の詰まりがないこと。
 出口ノズル及び給水配管に異常がないこと。

1 防火設備

| 対象設備 | 水噴霧装置 (又は散水装置) | 放水設備 (散水設備を設けない場合) |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ガス設備 ・貯蔵設備 ・充てんに係る容器置場 ・貯槽から受け払いするローリーの停車位置 (新型バルクローリーからバルク貯槽への場合を除く) <p>次の設備は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回転機器 ・貯槽(ただし規則28号の冷却措置としての散水等は必要) ・配管 ・ディスペンサー ・その他、例示基準264.2で示す設備 | <p>対象貯槽表面積m^2当たり</p> <ul style="list-style-type: none"> イ $5\%/min/m^2$以上 ロ $2.5\%/min/m^2$以上(準耐火構造相当) <p>ただし、地上高5m超の設備は、当該設備を5m間隔の水平面で切って得られる表面積が最大となるように切った場合の表面積を当該設備の表面積とみなすことができる。</p> | <p>$1.6 \times 5\%/min/m^2$以上</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 固定式放水銃 ロ 移動式放水銃 放水能力$1,900\%/min$以上 ハ 放水砲 ニ 消火栓 放水砲、消火栓とも筒先圧力$0.35MPa$以上、放水能力$400\%/min$以上、2方向から放水できること。 |
| 水源の容量 | 30分間以上の連続放射水量 $必要水量m^3 < 実際水量m^3$ | |
| 操作位置 | 対象設備から15m以上 | |

2 消火設備

| 対象設備 | 能力単位 |
|------------------------|---|
| 貯槽以外の貯蔵設備 (容器置場含む): | 停滞量10tにつきB10以上の消火器3個相当以上(容器置場は2個以上) |
| 貯槽 | 防液堤がある場合 防液堤の周囲に歩行距離7.5m以下毎に3個相当以上 その他の場合 貯槽の周囲の安全な場所に3個相当以上 |
| 建屋内高圧ガス設備 | 不活性ガス等による拡散設備による代替え可 |

6.10 通報措置
(第6条第1項第33号)
< 例示基準 2 8 >

目視及び使用検査

〔目視検査〕
外観に破損、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。
〔使用検査〕
設備が正常に使用できることを1年に1回確認する。

合・否

| 通報設備の通報範囲 | 設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上) |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> イ 保安統括者の常駐事務所と現場事務所との間 (両事務所が同一の場合は除く) <input type="checkbox"/> オ 現場事務所相互間 | <input type="checkbox"/> イ ベーシング設備 <input type="checkbox"/> ロ 構内電話 <input type="checkbox"/> ハ 構内放送設備 <input type="checkbox"/> ニ インターホン |
| <input type="checkbox"/> 事業所内全体 | <input type="checkbox"/> イ ベーシング設備 <input type="checkbox"/> ロ 構内放送設備 <input type="checkbox"/> ハ サイレン <input type="checkbox"/> ニ 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> ホ メガホン(1,500㎡以内の事業所内に限る) |
| <input type="checkbox"/> 事業所内の任意の場所における作業員相互間 | <input type="checkbox"/> イ 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> ロ トランシーバー(計器等に影響ない場合) <input type="checkbox"/> ハ メガホン(1,500㎡以内の事業所内に限る) |

| | | | |
|---|--|---|-----|
| 7 導管 | | | |
| 7.1 設置場所 (第6条第1項第36号) | 地図及び図面確認 又は記録確認 | 〔地図及び図面確認又は記録確認〕 導管が設置されているルートの周囲の状況が適切であることを1年に1回地図及び図面又は記録により確認する。 | 合・否 |
| 7.2 地盤面上・下の導管の設置及びその標識 (第6条第1項第36号口・八) | 目視検査 | 〔目視検査(導管設置の場合)〕 地盤面上の導管の場合： 設置状況に異常のないことを1年に1回目視確認。 埋設導管の場合： 設置状況に異常のないことを1年に1回目視又は図面若しくは記録により確認。 〔目視検査(標識)〕 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他異常のないことを1年に1回目視により確認する。 | 合・否 |
| 7.3 水中設置 (第6条第1項第36号二) | 図面確認又は記録確認 | 〔図面確認又は記録確認〕 1年に1回目図面又は記録により確認。 | 合・否 |
| 7.4 耐圧性能及び強度 (第6条第1項第36号ホ・ヘ) | 外部から目視検査及び非破壊検査(肉厚測定含む) 内部から検査できる場合には、「4.3」に準じて確認する。 目視検査：直接目視、ファイバースコープ、工業用カメラ、拡大鏡等 | 〔目視検査〕 外部の目視検査は、1年に1回行う。なお、弁類については、内部の目視検査を分解点検・整備時に行う。 〔非破壊検査〕 (1) 肉厚測定 1年に1回実施する。ただし、液化石油ガス受入基地の低温の液化石油ガス導管等腐食性のない液化石油ガスを取り扱う導管(エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。)については、外部の目視検査で減肉が認められたときに実施する。 なお、電気防食、塗覆等により防食管理がなされている地中埋設導管及び水中設置導管は、塗覆装の点検時に実施する測定検査に代えることが出来る。 (2) 肉厚測定以外の非破壊検査 外部から導管の内部について、1年に1回実施する。 なお、電気防食、塗覆等により防食管理がなされている地中埋設導管及び水中設置導管は、塗覆装の点検時に実施する非破壊検査に代えることが出来る。 ただし、液化石油ガス受入基地の低温の液化石油ガス導管等腐食性のない液化石油ガスを取り扱う導管(エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。)及び劣化損傷が発生するおそれがない導管については、非破壊検査は不要とする。 (3) 余寿命管理が的確に行われている導管は、(2)の期間にかかわらず、その結果に応じた期間内で検査を実施することが出来る。 | 合・否 |

| | | | |
|-------------------------------------|-------------|---|-----|
| 7.5 気密性能 (第6条第1項第36号ホ) | 漏えい確認 | 〔漏えい確認〕 1年に1回運転状態又は停止した状態において、運転圧力により漏えい等の異常のないことを確認する。 | 合・否 |
| 7.6 腐食防止措置及び応力吸収措置 (第6条第1項第36号ト) | 目視検査、対地電位測定 | 〔目視検査〕 腐食を防止する措置及び応力吸収措置の状況を1年に1回目視確認する。 〔対地電位測定〕 電気防食措置を講じた導管について、対地電位を1年に1回測定する。 | 合・否 |
| 7.7 温度上昇防止措置 (第6条第1項第36号チ) | 目視検査 | 〔目視検査〕 塗装、設置状況及びクーラーの冷却水停止時の保護装置について、1年に1回目視確認する。 | 合・否 |
| 7.8 圧力上昇防止措置 (第6条第1項第36号リ) | 目視検査及び作動検査 | 〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する(下記のもの除く)。 〔作動検査〕 バネ式安全弁等を設置した状態又は取り外した状態で、作動検査用器具若しくは設備を用いた作動検査を1年に1回行う(下記のもの除く)。 ・日本工業規格B 8210(1994)蒸気用及びガス用ばね安全弁(揚程式でリフトが弁座口径の15分の1未満、呼び径が25未満のソフトシート形のもの): 2年 ・日本工業規格B 8210(1994)全量式の蒸気用及びガス用ばね安全弁(呼び径が25未満のソフトシート形以外のもので認定保安検査実施者に係る特定施設のもの): 4年 | 合・否 |
| 7.9 通報措置 (第6条第1項第36号又) | 目視及び使用検査 | 〔目視検査〕 外観に破損、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 〔使用検査〕 設備が正常に使用出来ることを1年に1回確認する。 | 合・否 |

| | | | |
|-----------------------------------|------------------------------|--|-----|
| 8 移動式製造設備 | | | |
| 8.1 製造施設の付近の状況 (第9条第1項第1号) | 目視検査 | 〔目視検査〕 周辺に、引火性又は発火性物質がないことを1年に1回目視により確認。 | 合・否 |
| 8.2 警戒標 (第9条第1項第2号) | 目視検査 | 〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形その他異常がないことを1年に1回目視により確認する。 | 合・否 |
| 8.3 耐圧性能及び強度・気密性能 (第9条第1項第3号) | 4.3及び4.4に示す内容 | | 合・否 |
| 8.4 消火設備 (第9条第1項第4号) | 目視検査 | 〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他異常がなく、使用可能な状態となっていることを1年に1回目視により確認する | 合・否 |
| 8.5 容器置場 (第9条第1項第5号) (停車位置) | 1.1、2.1、2.6、及び6.9に示す内容に確認する。 | 1.1(第6条第1項第35号イ) 境界線・警戒標 2.1(第6条第1項第35号八、二) 保安(置場)距離 2.6(第6条第1項第35号ヘ) 滞留しない構造 6.9(第6条第1項第35号チ) 消火設備 | 合・否 |

以上が移動式製造設備における法第8条第1号の技術上の基準であるが、保安検査においては、次の項目も併せて確認する。(現に移動場面に係るもの、容器及び附属品に係るものを除く。)

| 検査項目 | 検査方法 | 判定基準 | 判定 |
|---|------|---|------------|
| 1 警戒標等 (第48条第1号、第49条第1号) <例示基準1> | 目視検査 | 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 | 合・否 |
| <p>警戒標： 車両の前後方から明瞭に見える場所。(小型車は運転台の屋根付近でも構わない。)</p> <p>高圧ガス L Pガス充填中 火気厳禁 等の警戒標が設置されていること。</p> | | | |
| 2 温度計等 (第48条第2号) 【バラ積みを除く】 <例示基準45> | 目視検査 | 充てん容器等(ローリーに固定した容器)には、温度計又は温度を適切に検知できる装置を設けること。 | 合・否 該当否 |
| <p>1 温度計の場合</p> <p>イ 液送部の温度を検知するもの</p> <p>ロ 最高目盛りと最低目盛りの範囲は100とし、断熱材を施工していない容器の最低目盛りは-30であること。</p> <p>2 温度計以外の場合</p> <p>圧力計とし、温度に換算した表示又は換算表を備えること。</p> | | | |

| | | | |
|---|-------------|---|--------------------|
| <p>3 高さ検知棒 (第48条第4号) 【バラ積みを除く】 < 例示基準 4 7 ></p> | <p>目視検査</p> | <p>容器（容器の頂部に設けた附属品を含む）の地盤面からの高さが車両の地盤面からの最大高より高い場合は、高さ検知棒を設けること。</p> <p>運転室の上部に、先端が工作物等に接触したことを検知できるように設け、検知棒の先端が容器の頂部（附属品がある場合はその先端）より10cm以上高くなるよう設置すること。</p> | <p>合・否 該当否</p> |
| <p>4 損傷防止措置 (第48条第5号、6号) 【バラ積みを除く】</p> | <p>目視検査</p> | <p>後部取出し式容器は、容器元弁・緊急遮断弁に係るバルブと後バンパとの水平距離が40cm以上であること。 後部取出し式容器以外の容器は、容器の後面と後バンパとの水平距離が30cm以上であること。 バラ積みの実際の運搬においても、容器と後バンパ間は原則30cm以上保持すること。</p> | <p>合・否 該当否</p> |
| <p>5 附属品操作箱 (第48条第7号) 【バラ積みを除く】 < 例示基準 4 8 ></p> | <p>目視検査</p> | <p>緊急遮断装置等に係るバルブその他主要な附属品が突出した容器は、車両右側以外（通常左側）に設けた操作箱の中に納めること。 操作箱と後バンパ間は20cm以上であること。</p> | <p>合・否 該当否</p> |
| <p>6 バルブ開閉状態の識別 (第48条第10号) 【バラ積みを除く】 < 例示基準 5 1 ></p> | <p>目視検査</p> | <p>容器に設けたバルブ（コック）には、開閉方向及び開閉状態を外部から容易に識別するための措置を講ずること。</p> | <p>合・否 該当否</p> |
| <p>7 消火設備、資材 (第48条第12号、第49条第5号) < 例示基準 5 3 ></p> | <p>目視検査</p> | <p>消火設備並びに応急措置用資材工具等を携行すること。 一般的には車両に備え付けてあるので、確認すること。</p> <p>1 消火設備 イ 車両に固定した容器による場合（ローリーの場合） 粉末消火剤（B - 10）以上2個（左右1個ずつ） ロ バラ積み容器による場合 150kg以下：粉末消火剤（B - 3）以上1個 150～1000kg以下：粉末消火剤（B - 10）以上1個 1000kg超：粉末消火剤（B - 10）以上2個</p> <p>2 資材工具等 赤旗、懐中電灯（車両搭載品でもOK）、メガホン、ロープ（15m以上2本以上） 漏洩検知剤、車輪止め（2個以上）、革手袋、 容器バルブグランドスパナ（ローリー除く）</p> | <p>合・否</p> |
| <p>8 注意事項書面 (第48条第18号、第49条第9号)</p> | <p>目視検査</p> | <p>移動中の災害防止に必要な注意事項を記載した書面（イエローカード）を携行すること。 一般的には車両に備え付けてあるので、確認すること。</p> | <p>合・否</p> |

移動式製造設備が液化石油ガス法第37条の4第1項に規定する充てん設備のうち、液化石油ガス法施行規則第64条第1項に規定する充てん設備（いわゆる新型バルクローリー）については、次の項目も確認する。（第9条第1項に規定する項目（重複分）を除く。）

各条文は、液化石油ガス法施行規則を指す。

| 検査項目 | 検査方法 | 判定基準 | 判定 |
|---|------------------------|--|-----|
| 1 ポンプ、圧縮機の遠隔操作 (第64条第1項第5号) | 目視検査 作動試験又は記録確認 | 〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動試験又は記録確認〕 ポンプ又は圧縮機の起動及び停止の遠隔操作のスイッチが作動することを確認する。 | 合・否 |
| 2 発電機 (第64条第1項第6号) | 目視検査 | ポンプ又は圧縮機の駆動用発電機は、火花を発しない構造であること。（防爆対応であることを確認する。） | 合・否 |
| 3 充てんホース（均圧ホース） (第64条第1項第7号、8号、9号、10号) | 目視検査 | JIS規格に規定される鋼線編組式ホースであること。 告示で定める安全継手を設けること。 告示で定めるカップリング用液流出防止装置を設けること。 | 合・否 |
| 4 緊急遮断装置 (第64条第1項第11号、12号) | 目視検査 作動試験又は記録確認 | 〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動試験又は記録確認〕 緊急遮断装置が作動することを確認する。 | 合・否 |
| 5 液面計、温度計 圧力計 (第64条第1項第13号、14号) | 目視検査 | 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 | 合・否 |
| 6 誤発信防止装置 (第64条第1項第16号) | 目視検査 作動試験又は記録確認 | 〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動試験又は記録確認〕 誤発信防止装置が作動することを確認する。 ~~~~~ 充てん作業中に車両が発進できない機能を有すること。 ~~~~~ | 合・否 |
| 7 緊急停止スイッチ (第64条第1項第17号) | 目視検査 作動試験又は記録確認 | 〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動試験又は記録確認〕 緊急停止スイッチが作動することを確認する。 ~~~~~ ・ 充てん設備に固定したもの及び携帯式の遠隔操作ができるもの ・ 緊急遮断弁の閉止、車両のエンジン停止、ポンプ圧縮機の停止、発電機の停止が同時にできるもの ・ 警報を発するもの又は表示するもの ~~~~~ | 合・否 |

| | | | |
|---|------------------------|--|-----|
| 8 自動停止装置 (第64条第1項第18号) | 目視検査 作動試験又は記録確認 | 〔目視検査〕 外観に腐食、損傷、変形、汚れその他の異常のないことを1年に1回目視により確認する。 〔作動試験又は記録確認〕 自動停止装置が作動することを確認する。 | 合・否 |
| <p> 充てん作業中に次の異常を検知した場合に、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジン停止、ポンプ圧縮機の停止、発電機の停止が同時にできるもので、警報を発するもの又は表示するものであること。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操作箱内のガス漏れを検知したとき ・ 自動車の衝突等異常な衝撃を検知したとき（追突検知機能） ・ 充てん中に操作箱の扉が開いたとき（いたずら防止機能） | | | |